

沿岸広域振興局長告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年2月20日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370201055	介護サービス株式会社	訪問看護あたご	宮古市築地二丁目2番17号	令和8年4月1日